

「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の策定等について

1 策定の目的

男女が互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、性別役割分担意識の解消や、DV防止など、男女共同参画施策事業を総合的・体系的に取り組むための計画を策定するもの。

2 改定の必要性

急速な少子高齢化や、東日本大震災後に価値観や働き方が見直されるなか、持続可能なまちづくりのためには、仕事と子育て・介護等との両立支援、女性の政策・方針決定過程への参画促進、男性の家庭・地域参画などが更に求められていることから、これらの視点を強化した計画を策定するため、改定する必要がある。

3 計画の位置づけ

- ・宇都宮市総合計画の分野別計画
- ・「宇都宮市男女共同参画推進条例」第8条に規定する計画
- ・「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の上位計画

4 計画期間

- ・平成25(2013)年度～平成29(2017)年度までの5か年間

5 検討内容

- (1) 基本的な考え方
- (2) 問題・課題の抽出
- (3) 計画の目標
- (4) 具体的な事業と重点事業
 - ・固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発
 - ・仕事と子育て・介護等との両立支援（ワーク・ライフ・バランス）
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ・男性の家庭参画促進
 - ・地域活動における男女共同参画の促進
 - ・女性に対するあらゆる暴力の防止 など
- (5) 推進体制

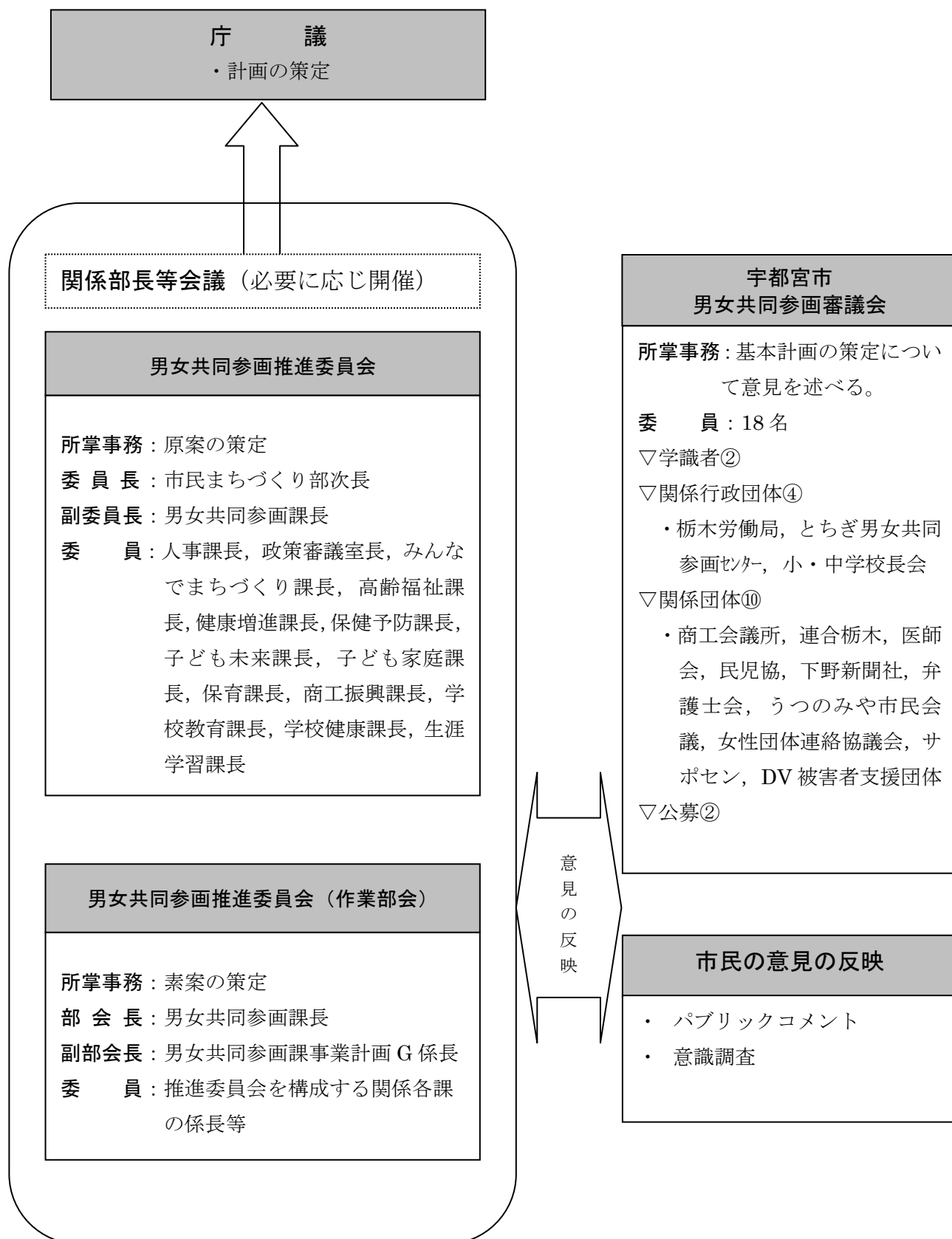
6 策定体制 (2頁)

- (1) 庁内検討組織
- (2) 庁外検討組織
- (3) 市民意見の反映など

7 今後のスケジュール (3頁)

- 平成24年5月下旬～ 庁内検討組織開催（作業部会、推進委員会）
- 6月下旬～ 庁外検討組織開催（審議会）
- 10月上旬～ 計画案の作成
- 12月中旬～ パブリックコメントの実施
- 平成25年2月中旬～ 庁議に付議 ⇒計画策定

策定体制



策定スケジュール

	検討項目等	庁内推進委員会		審議会 (4回)	その他
		作業部会 (4回)	委員会 (5回)		
1	計画策定について ・関係課長会議 ・庁議				関係課長会議 4/13 庁議(次) 4/19 庁議(部) 4/26
2	計画の基本的な考え方について ・計画策定の趣旨 ・計画の位置付け ・計画の期間 課題の抽出 ・男女共同参画をめぐる社会状況の変化 ・現行計画の評価(年次報告) ・本市の現状と意識調査の結果から	5/31 10:30～ 9A会議室	6/6 10:30～ 5A会議室	6/27 10:30～ 14大会議室	
3	計画の目標について ・基本理念と基本目標 ・計画の体系 ・重点的な取り組み	7/18 13:30～ 9A会議室	7/26 15:30～ 14B会議室	8/8 13:30～ 9A会議室	
4	施策の展開について ・男女共同参画推進施策・事業 ・重点事業 ・計画の目標値 ・各分野での取組	8/下旬	9/月上旬	9/下旬	
5	素案について	10/月上旬	10/中旬	11/月上旬	
6	パブリックコメント実施にかかる調整 ・関係部長等会議(11/中旬) ・政策会議(11/下旬) ・議会への情報提供(12/月上旬)				11/中旬 ～12/月上旬
7	パブリックコメント				12/中旬 ～1/中旬
8	パブリックコメントを受けて最終案の調整		1/下旬	1/下旬 (パブコメ 郵送確認) 2/月上旬 (意見書提出)	
9	計画の決定 ・庁議				2/中旬(次) 2/下旬(部)
10	議会への情報提供				決定後

以下、参考資料

「第2次男女共同参画行動計画」の体系表

基本目標	施策の方向	取組むべき施策	重点	施策・事業 (黒網掛け箇所は重点事業)	
基本目標Ⅰ	男女共同参画についての理解を深める基盤づくり	意識づくり 男女共同参画の		1 男女共同参画推進月間の実施	
				○ 2 ときめく未来へ参画会議の開催	
				3 男女共同参画に関する情報提供	
				4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施	
				5 市職員への啓発	
		推進 視点に男女共 同参画の	(1) 男女共同参画の視点に 立った家庭教育支援の充実	(2) 男女共同参画の意識を高 める学習の推進	○ 6 男女共同参画推進講座の開催
					7 若者への学習機会の提供
					○ 8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施
					9 家庭教育に関する学習機会の提供
					6 男女共同参画推進講座の開催(再掲)
基本目標Ⅱ	男女がともに仕事・家庭生 活・地域活動などに参画できる環境づくり	取組 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への	(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進	14 事業者向け啓発事業	
				○ 15 事業者訪問の実施	
				16 ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援	
				17 男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇	
				18 勤労者向け啓発事業	
		(2) 仕事と家庭生活などとの両立支援の推進	(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	(4) 地域活動における男女共同参画の促進	19 保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供
					○ 20 地域における子育て支援活動の充実
					21 高齢者等の介護支援の充実
					○ 22 男性の家庭生活への参画促進事業
					4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施(再掲)
(5) 女性の多様なチャレンジへの支援	(6) 地域活動における男女共同参画の促進	(7) 女性の多様なチャレンジへの支援	8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施(再掲)		
			9 家庭教育に関する学習機会の提供(再掲)		
			○ 23 男性の地域活動への参加・参画促進		
			24 女性の視点を反映した地域づくりの促進		
			25 地域活動の担い手育成		
基本目標Ⅲ	男女が互いを尊重し、社会づくり	力根絶 女性に対する暴	(1) 女性に対する暴力防止のための啓発	30 女性に対する暴力防止のための啓発	
				○ 31 DV根絶強化月間の実施	
				32 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進	
				○ 33 配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実	
				30 女性に対する暴力防止のための啓発(再掲)	
		5 男女の生涯にわたる健康づくり	(2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化	(1) ライフステージに応じた健康支援	31 DV根絶強化月間の実施(再掲)
					34 関係機関との連携
					○ 35 男女の年代ごとの健康支援

「配偶者からの暴力対策基本計画」の体系表

基本目標		施策の方向	取り組むべき施策	重点	事業
基本目標Ⅰ	DVを許さない意識づくり	1 推進する。DVの未然防止対策を	(1)DV防止に向けた啓発の充実		1 DV防止啓発事業の実施
				○	2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施
			(2)人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実		3 DV根絶強化月間の実施
					4 人権啓発事業の実施
				○	5 男女共同参画啓発事業の実施
					6 学校における人権教育・男女平等教育の実施
					7 学校における性と健康に関する教育の実施
基本目標Ⅱ	安心して相談できる体制づくり	2 実を図る。相談体制の充実	(3)相談窓口の周知の強化	○	8 相談窓口の広報活動の充実
					9 外国人に対する相談窓口の周知
			(4)配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	○	10 相談体制の充実
					11 外国人等への相談の配慮
				12 法的手続等における助言・支援	
		3 保の安被保する全害確者を	(5)緊急時における被害者の安全確保		13 警察との連携強化
			(6)一時保護における関係機関との連携		14 県婦人相談所との情報共有・連携強化
	15 一時保護者への支援				
基本目標Ⅲ	実効性のある自立支援体制づくり	4 被害者の自立支援の体制をつくる。	(7)被害者の自立に向けた各種情報の提供		16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供
					17 行政情報等の提供の充実
				○	18 被害者の居場所の整備
			(8)被害者の自立に向けた各種生活支援		19 住宅確保に向けた支援
					20 就労準備に向けた支援
					21 心と体の健康回復に向けた支援
					22 福祉施策等を活用した支援
				○	23 共通相談シートを活用した同行支援
			(9)被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援	○	24 子どもの心の回復に向けた交流事業の実施
					25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携
					26 就学における支援と配慮
					27 保育園入所における配慮
					28 保育士対象のDVに関する研修の実施
基本目標Ⅳ	DV対策の推進体制づくり	5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。	(10)関係部署・関係機関等との連携強化	○	29 関係職員の窓口対応の向上
					30 関係部署との情報共有・連携強化
			(11)民間団体等との連携と協働	○	31 関係機関等との情報共有・連携強化
				○	32 民間シェルターとの連携
					33 被害者支援ボランティア等との連携